

設 計 書

1 件 名 2027年国際園芸博覧会協会社用車の新規リース（その2）

2 保 管 場 所 上瀬谷整備事務所（2027年国際園芸博覧会協会）

（横浜市瀬谷区瀬谷町5810-6）

3 借入期間 期間 2025年3月3日から2028年3月2日まで（36か月）

又は期限 期限 平成 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 特になし

6 現 場 説 明 不要

要

7 概 要 工事監督等に利用する乗用車1台の借入（リース）

8 部 分 払

する

しない

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

賃借料金内訳書

費目	細別	数量	単位	金額	適用
2024年度リース料 (メンテナンス料 金含む)		1	か月		
2025年度リース料 (メンテナンス料 金含む)		12	か月		
2026年度リース料 (メンテナンス料 金含む)		12	か月		
2027年度リース料 (メンテナンス料 金含む)		11	か月		
業務価格					
消費税及び 地方消費税相当額					
リース料総額					

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車 種	コンパクトカー (2WD、ガソリン又はハイブリッド (プラグインは不可))
ミッション	AT (○) MT ()
台 数	1台
燃 料	ガソリン (1,000CC~1,500cc)
乗用定員	5人
ドア数	5枚
車体カラー	シルバー又は契約業者との打ち合わせにより決定
指定文字等	なし
装備品	エアコン、エアバッグ (運転席・助手席)、サイドバイザー (前・後)、電動格納ミラー、パワーウィンドウ、熱線リアウィンドウ、リアワイパー、AM・FMラジオ、ETC (ビルトイン)、バックカメラ、バックモニター付カーナビ、ドライブレコーダー (前方・後方)、ABS、フロアマット、トランクマット、車両用消火器、標準工具、アルコールチェッカー
特別装備	なし
例示車種	日産 ノート X
その他参考事項	<p>想定する使用状況 : 年間平均走行距離 約 6,000~6,500km [走行距離積算及び想定ルート]</p> <p>①平日5日間、上瀬谷整備事務所と工事現場を2往復する距離 (約 10 km) ※工事現場内に未舗装路面あり。</p> <p>②週2回、上瀬谷整備事務所から松村ビル本館までの往復距離 (36km)</p> <p>ドライバーの状況 : 複数人 (ただし、運転者は2027年国際園芸博覧会協会職員に限る)</p> <p>ドライバーの年齢 : 26歳以上</p> <p>九都県市指定低公害車 : 適合</p>
メンテナンス項目	<p>①法定定期点検 (全期間中) ②継続車検 (全期間中)</p> <p>③所定消耗品の交換及び補充</p> <p>④エンジンオイルの交換及び補充 ⑤バッテリー交換 (期間中必要個数)</p> <p>⑥タイヤ交換 (夏タイヤのみ、期間中必要個数) ※夏/冬タイヤの季節履き替え作業は含まない。</p> <p>⑦故障修理</p> <p>⑧基本代車</p> <p>法定定期点検・継続車検、故障修理等に工場入所後2日以上要する場合には代車を提供する。代車は原則として点検等車両の乗車定員以上のものとする。</p>

- 2 物品納入期限 令和7年3月14日
- 3 予定借入期間 令和7年3月3日から令和10年3月2日まで(36か月)
- 4 物品保管場所 所在地：横浜市瀬谷区瀬谷町5810-6
名称：上瀬谷整備事務所(2027年国際園芸博覧会協会)
TEL：045-307-2099(整備部工事課)

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中(登録時を含む。)における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間(更新した場合を含む。)中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる予定借入期間における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月(最終日が月末の場合を除く。)の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

リース期間中(登録時を含む。)における自動車損害賠償責任保険及び車検・点検整備については賃貸人の負担とし、その他保険料については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。なお、点検工場は指定しないが、物品保管場所から比較的近い場所で車検・点検整備を実施すること。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、協会の求めに応じて、物品を再リースするものとする。再リースする場合の月額賃借料については、両者の協議の上決定する。

(8) 物品の保管方法

賃借人は、物件に付されている賃貸人の所有権を明示する表示又は標識等を汚損し、又は取り除いてはならない。賃借人は、契約書記載の保管場所において、物件を保管するものとし、これを変更する場合には、賃貸人の承諾を得なければならない。物件の保管及び使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、賃借人がその損害を賠償しなければならない。

(9) 物件の調査

賃貸人は、契約期間中、賃借人の承諾を得て、物件保管場所に立ち入って、物件の現状、運転及び保管状況を調査することができる。

(10) その他、本仕様書、契約規程に定めがない事項については、必要に応じて両者の協議の上、決定するものとする。

8 発注担当

所在地：横浜市中区住吉町1-13 松村ビル本館5階

担当者：2027年国際園芸博覧会協会総務課 加藤、倉澤

T E L : 045-307-2029 E-mail : soumu@expo2027yokohama.or.jp